

下関市緊急通報体制整備事業実施要綱

下関市緊急通報体制整備事業実施要綱（平成１８年２月１６日施行）の全部を改正する。

（目的）

第１条 下関市緊急通報体制整備事業（以下「事業」という。）は、在宅の独り暮らし高齢者等に対して、緊急通報システムに係るサービス（以下「サービス」という。）を受ける場合における費用を助成することで、当該高齢者等の急病、罹災等の緊急時（以下「緊急時」という。）に、迅速かつ適切に対応することのできる体制を整備することにより自立支援を図り、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的として、事業のうち高齢者にかかるものについては介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４９に規定する保健福祉事業として実施する。

（定義）

第１条の２ この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 緊急通報装置 高齢者等がごく簡単な操作により緊急事態等を受信センター（市の登録を受けた事業者が、緊急通報装置から送出された信号を受信し、状況に応じて適切な対応を行うための場所をいう。以下同じ。）に通報することのできる機能を有する機器であって次に掲げるものをいう。

ア 固定型緊急通報装置 電話回線を利用して緊急通報を送出する装置（装置本体及び利用者が身につけることが可能な無線機を一式とする）

イ 携帯電話型緊急通報装置 携帯電話会社の回線を利用して緊急通報を送出する装置

(2) 緊急通報システム 高齢者等に緊急通報装置を貸与し、当該高齢者等の緊急時において、当該高齢者等が緊急通報装置を利用して受信センターに通報し、当該通報を受けた受信センターが必要に応じて消防、地域包括支援センター等関係機関又は関係者に通報することにより、速やかに当該高齢者等に対して適切な対応を行うシステムをいう。

（実施主体）

第２条 事業の実施主体は、下関市とする。

(対象者)

第3条 事業の利用ができる対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有している在宅の高齢者等で、次の各号のいずれかに該当し、地域包括支援センターの行う実態把握の結果、緊急時の対策の必要があると認められるものとする。

(1) おおむね65歳以上の独り暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者

(2) 独り暮らしの重度身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該身体障害者手帳に記載されている身体障害者等級による級別が1級又は2級であるものをいう。）

(3) 前2号のいずれかに準じる者で、市長が対象者とするのが適当であると認める者

(事業の内容)

第4条 市長は、第11条に規定する登録事業者（以下「登録事業者」という。）が対象者との合意に基づき実施するサービスのうち、市長が必要と認めるものを提供した場合において、これに要する費用の一部又は全部を助成するものとする。

(助成の申請)

第5条 前条の規定による助成を受けることを希望する対象者又はその家族（以下「申請者」という。）は、緊急通報システムサービス助成申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに必要な審査を行い、助成の可否について決定し、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、助成することを決定したときは、市長は、申請者が第4条に規定するサービスの提供を希望する登録事業者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により助成の対象とされた対象者（以下「利用者」という。）及び登録事業者は、速やかに第4条に規定するサービスの提供について、合意を確認するものとする。

- 3 登録事業者は、前項の規定による合意の確認をしたときは、市長の指示するところに従い、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(助成額等)

第7条 第4条に規定するサービスの費用の額は、緊急通報装置1台につき、1月当たり2,820円とし、市長は対象者が、次に掲げる場合に応じ、その額を助成するものとする。なお、緊急通報装置の貸与は、1世帯につき1台とする。

(1) 対象者が住民税課税世帯に属する場合 1月当たり2,270円

(2) 対象者が住民税非課税世帯に属する場合 1月当たり2,820円

- 2 前項の住民税課税世帯又は住民税非課税世帯に属する者に該当するかどうかの判断は、次の各号に定めるところによる。ただし、サービスの提供期間中において、住民税課税状況に変更が生じたときは、住民税課税状況に変更が生じた日が属する月の翌月から、前項に規定する助成の額（以下「助成額」という。）を変更するものとする。

(1) サービスの提供期間の初日が4月1日から6月30日までのとき 前年度の住民税課税状況による。

(2) サービスの提供期間の初日が7月1日から翌年3月31日までのとき 当該年度の住民税課税状況による。

- 3 市長は、第1項に規定する助成に係る額を利用者に代わり、登録事業者に支払うことで助成を行うものとする。

- 4 利用者は、第1項に規定する費用の額と同項に規定する市長が助成する額との差額を登録事業者の指示するところに従い、当該登録事業者に支払うものとする。

- 5 登録事業者は、サービスに要した費用の助成に係る請求及び受領に関して、対象者との合意時に委任を受けるものとする。

- 6 市長は、事業の実施に関し、助成に係る経費のほかは、一切の経費を支出しない。

(変更申請)

第8条 利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）は、第5条の規定により行った申請の内容に変更が生じたときは、緊急通報システムサービス助成内容変更申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、第6条第1項の規定に準じて必要な決定を行い、その旨を申請を行った者及び登録事業者に通知するものとする。

(休止)

第9条 利用者等は、登録事業者に申し出ることにより、サービスの利用休止及び休止の解除をすることができる。

- 2 登録事業者は、前項の規定によりサービスの利用休止及び休止の解除をした場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

- 3 第1項の規定により利用休止をした場合は、休止した日の属する月の翌月から休止の解除をした日の属する月分は、助成の対象としない。

(廃止の届出等)

第10条 利用者等は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定にかかわらず、速やかにその旨をサービスの提供を行う登録事業者に通知するとともに、緊急通報システムサービス助成廃止届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。ただし、利用者等の事情により、届出が困難な場合は、担当の地域包括支援センターの職員が届け出ることができる。

- (1) 3か月以上、老人福祉施設等に入所したとき。
- (2) 3か月以上、医療機関に入院したとき。
- (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第6条第2項の合意が解消されたとき。
- (5) その他事業の利用が必要でなくなったとき。

- 2 市長は、利用者が前項各号のいずれかに該当することを知ったとき、その他市長が助成を行うことが不適當であると認めたときは、助成を廃止することができる。

- 3 市長は、前項の規定により助成を廃止した場合（第1項に規定する届出があった場合及び利用者が死亡した場合は除く。）は、利用者等及び登録事業者はその旨を通知するものとする。

(登録事業者)

第11条 登録事業者とは、市長が別に定めるところにより、市長が登録した事業者をいう。

(委託の制限)

第12条 登録事業者は、事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(個人情報の保護)

第13条 登録事業者は、事業の実施に伴う個人情報の取扱いについて、市長が別に定める個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(「しものせきエコマネジメントプラン」に関する特記事項)

第14条 事業の遂行に当たり、配慮すべき「しものせきエコマネジメントプラン」に基づく環境に関する特記事項については、市長が別に定める特記仕様書(環境編簡易)のとおりとする。

(下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項)

第15条 事業のうち、下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)による措置については、市長が別に定める下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(実績報告書の提出)

第16条 事業を実施した登録事業者(以下「実施事業者」という。)は、事業の実施に係る報告書(以下「実績報告書」という。)を実施月ごとに作成し、翌月の20日(20日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下これらを「休業日」という。)に当たるときは、休業日の翌日)までに市長に提出しなければならない。

(検査)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を検査する。

(監査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業の実施状況について、随時実地に調査し、又は実施事業者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(助成額の支払等)

第19条 実施事業者は、事業の成果が検査に合格したときは、第7条に規定する助成に係る額及び当該月の実績報告書に基づき算定した当該月に係る金額の支払請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により実施事業者の提出する適法な支払請求書を受理

したときは、遅滞なく当該請求のあった額を実施事業者に支払うものとする。

（事故発生時の対応）

第20条 実施事業者は、事業の実施時に事故が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者、市長その他関係者（以下「関係者等」という。）に連絡しなければならない。

（損害の負担）

第21条 実施事業者は、故意又は重大な過失により関係者等に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を関係者等に支払わなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の下関市緊急通報体制整備事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後のこの要綱によるそれぞれの相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の下関市配食サービス助成事業実施要綱等の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の下関市配食サービス助成事業実施要綱等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第3号による用紙で、

現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 4 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 1 号及び様式第 2 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式第 1 号（第 5 条関係）

緊急通報システムサービス助成申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

（対象者との続柄 _____）

下関市緊急通報体制整備事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり緊急通報システムのサービスの助成を申請します。

なお、当該サービスの助成の決定のために必要な世帯の情報について、下関市が、その保有する住民基本台帳及び税務情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び当該申請書に記載された事項について、登録事業者等に対して通知することに同意します。

（担当地域包括支援センター： _____）

対 象 者	住 所	下関市					
	ふり 氏 名					性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日		電話			
		(歳)					
希望登録 事 業 者			装置 種別	固定型 ・ 携帯電話型			
協力員 ()	住所			続柄		対象者宅から の所要時間	分
	氏名			電話			
協力員 ()	住所			続柄		対象者宅から の所要時間	分
	氏名			電話			
協力員 ()	住所			続柄		対象者宅から の所要時間	分
	氏名			電話			
備 考							

様式第2号（第8条関係）

緊急通報システムサービス助成内容変更申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

利用者 氏名 _____

次のとおり変更がありましたので、下関市緊急通報体制整備事業実施要綱第8条の規定により届け出ます。

（担当地域包括支援センター： _____）

住所変更	旧 下関市 電話 _____						
	新 下関市 電話 _____						
変更後の登録事業者			変更後の装置種別		固定型 ・ 携帯電話型		
協力員 ()	住所		続柄		対象者宅からの所要時間	分	
	氏名		電話				
協力員 ()	住所		続柄		対象者宅からの所要時間	分	
	氏名		電話				
協力員 ()	住所		続柄		対象者宅からの所要時間	分	
	氏名		電話				
備考	・ 変更点のみ記入						
変更理由							

様式第3号（第10条関係）

緊急通報システムサービス助成廃止届

年 月 日

（宛先）下関市長

住所 _____

届出者 氏名 _____

電話番号 _____

（利用者との続柄 _____）

緊急通報システムの利用の必要がなくなりましたので、次のとおり届け出ます。

（担当地域包括支援センター _____）

利 用 者	住 所	下関市		
	氏 名		生年月日	年 月 日
廃止の理由		☐老人福祉施設等に入所し、又は医療機関に入院した。 ☐死亡した。 ☐家族と同居した。 ☐親族が近隣に居住し、又は親族の近隣に居住した。 ☐市外に転出した。 ☐事業者との合意を解消した。 ☐事業の利用の必要がなくなった。 （理由 _____）		
廃止年月日		年 月 日		